

協議第 6 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

地域審議会については、新市において設置しないものとする。

平成 16 年 12 月 12 日 提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

## 「地域審議会の取扱い」について

### 1 制度の趣旨

地域審議会の制度は、合併による行政区域の拡大から、合併によって住民の意見が、新市の施策に反映されにくくなるという懸念があることに対応して、住民の意見を新市の施策によりきめ細やかに反映していくための組織です。

(設置根拠：市町村の合併の特例に関する法律第5条の4)

### 2 設置の区域

旧市町村の区域ごと

(合併前の各市町村を単位とし、必ず置くというものではない。)

### 3 任務(役割)

先例地事例より

(1) 新市の長からの諮問に応じて、当該区域に係る下記の事項について意見を述べること

新市建設計画の変更

新市建設計画の執行状況(定期的なもの)

当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用

基本構想・各種計画の策定・変更

(2) 必要に応じて新市の長に当該区域に係る下記の事項について意見を述べること

新市建設計画の執行状況(随時的なもの)

公共施設の設置・管理運営

福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況

当該区域のみで行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業

### 4 設置手続き

合併関係市町村の協議により、合併前に設置を決定します。

なお、この協議については、議会の議決が必要となります。

### 5 設置期間

設置の期間は、任務の内容からも、新市建設計画の期間(先例地事例は10年が多い)を考慮することが適当とされています。

### 6 設置の一般的なメリット・デメリット

(1) メリット

合併市町村ごとの住民の意見が行政施策に反映され、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映させることができる。

(2) デメリット

合併前の市町村意識が温存され、新市としての一体感形成の阻害要因になりかねない。

埼玉県内合併協議会における地域審議会協議状況

合併協議会名		設置の有無		協議結果・調整方針	備考
		する	しない		
1	飯能市・名栗村合併協議会	○		合併前の名栗村の区域に、地域審議会を設置する。	16. 5.17 調印 16. 8.26 告示
2	蓮田市・白岡町・菖蒲町合併協議会	○		合併前の蓮田市、白岡町及び菖蒲町の区域ごとに地域審議会を設置する。	16. 3.13 承認 16. 9.11 一部変更の承認
3	狭山市・入間市合併協議会		○	地域審議会は設置しないものとする。	16. 8.23 決定
4	秩父合併協議会		○	地域審議会は設置しない。地域自治区については、関係法令施行後合併時まで検討する。	16. 7. 9 調印 16.11.18 告示
5	小鹿野・両神合併協議会			未協議 協定項目：地域自治区の取扱い	
6	熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	○		地域審議会を新市において設置する。 (合併前の熊谷市、大里町及び妻沼町の区域に地域審議会を設置する。設置期間10年間。)	16. 7.16 承認 16.11.11 調印
7	さいたま市・岩槻市合併協議会			合併協定項目に存在しない。	16. 8.24 調印 16.10.14 知事へ申請
8	鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会			協定項目：地域自治組織の取扱い 地域の住民へのサービスや行政との連携を推進するという観点から、地域の実情を踏まえて協議するものとする。	16. 8.30 承認
9	行田市・南河原村合併協議会			未協議 協定項目：地域審議会の取扱い	
10	皆野町・長瀬町合併協議会			未協議	
11	上福岡市・大井町法定合併協議会			未協議	
12	都幾川村・玉川村合併協議会			未協議	
13	春日部市・庄和町合併協議会			合併前の春日部市及び庄和町の区域ごとに地域審議会を設置する。	16.11.22 提案